



鳥取県公報

平成17年10月18日(火)
第7730号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	知的障害者福祉法による指定知的障害者更生施設等の指定 (779) (障害福祉課) 1
	銃猟禁止区域の指定 (780) (公園自然課) 1
	土地改良事業の協議の適否の決定 (2件) (781・782) (耕地課) 2
	保安林の指定の解除予定 (783) (森林保全課) 3
	県営土地改良事業の工事の完了 (784) (道路建設課) 3
選管告示	衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が 政見放送を行うことができる一般放送事業者等の一部改正 (65) 4
公 告	自衛官の募集 (防災危機管理課) 4
	イノシシわな猟免許取得促進特区に係る狩猟免許試験の実施 (公園自然課) 5
	生産事業者講習会の開催 (森林保全課) 6
	鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (2件) (治山砂防課) 6
	鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (〃) 7

告 示

鳥取県告示第779号

知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号) 第15条の11第1項の規定に基づき、指定知的障害者更生施設等を指定したので、同法第15条の31の規定により、次のとおり告示する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定知的障害者更生施設等の種類	指定年月日
若竹の家	倉吉市みどり町3576 - 1	知的障害者入所授産施設 (通所事業)	平成17年10月11日

鳥取県告示第780号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 第35条第1項の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を指定したので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	区 域	存 続 期 間
水尻池銃猟禁止区域	鳥取市気高町奥沢見地内の市道宝木酒津水尻線と市道母木坂線との交点を起点とし、同所から市道宝木酒津水尻線を南東に進み、市道奥沢見光元線に至り、同市道を南方に進み、市道奥沢見長丁線に至り、同市道を南西に進み、市道宝木奥沢見線に至り、同市道を北西に進み、市道母木坂線に至り、同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成17年11月1日から平成27年10月31日まで
三朝高原銃猟禁止区域	東伯郡三朝町大字大瀬地内の県道鳥取鹿野倉吉線と町道大瀬本泉線との交点を起点とし、同所から同県道を東方に進み、町道三谷線に至り、同町道を南方に進み、県営小鹿第2 発電所に至り、同発電所の敷地とその東側隣地及び南側山林との境界を南東及び西方に進み、同発電所の発電用送水管に至り、同送水管を南西に進み、三朝高原遊歩道に至り、同遊歩道を南東に進み、県道三朝温泉木地山線との交点に至り、同所から同所の東方にある三朝ゴルフ場の北端点に直線に至り、同所から同ゴルフ場とその周辺の山林との境界を南東、南方及び北西に進み、町道吉尾本線に至り、同町道を北方に進み、歩道（旧町道）に至り、同歩道を北西に進み、町道粟谷線に至り、同町道を北西に進み、町道横手本泉線に至り、同町道を南西に進み、町道大瀬本泉線に至り、同町道を北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成17年11月1日から平成27年10月31日まで
天神川銃猟禁止区域	倉吉市道円谷町大原線の大原橋から下流の天神川の河川区域、倉吉市道中河原長坂線の東橋から天神川までの小鴨川の河川区域及び県道倉吉赤碕中山線の福光橋から小鴨川までの国府川の河川区域	平成17年11月1日から平成27年10月31日まで
佐陀川銃猟禁止区域	米子市道下郷4号線の下郷新橋から佐陀川河口までの佐陀川河川区域のうち兩岸の堤防の裏側法肩の間の地域	平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

鳥取県告示第781号

岩美町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業真名地区農業用道路）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成17年10月18日から同年11月7日まで
- 3 縦覧に供する場所
岩美町役場
- 4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第782号

岩美町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業高住地区農業用道路）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成17年10月18日から同年11月7日まで

3 縦覧に供する場所

岩美町役場

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第783号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町久住字川東1072の5（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第784号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工事完了年月日
農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業 智頭地区	平成17年 3月30日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第65号

平成8年鳥取県選挙管理委員会告示第64号（衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる一般放送事業者等について）の一部を次のように改正する。

平成17年10月18日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																
<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">テレビジョン放送</th></tr><tr><th>一般放送事業者名</th><th>回数</th></tr></thead><tbody><tr><td>株式会社山陰放送</td><td>1</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	テレビジョン放送		一般放送事業者名	回数	株式会社山陰放送	1	略		<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">テレビジョン放送</th></tr><tr><th>一般放送事業者名</th><th>回数</th></tr></thead><tbody><tr><td>日本海テレビジョン放送株式会社</td><td>1</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	テレビジョン放送		一般放送事業者名	回数	日本海テレビジョン放送株式会社	1	略	
テレビジョン放送																	
一般放送事業者名	回数																
株式会社山陰放送	1																
略																	
テレビジョン放送																	
一般放送事業者名	回数																
日本海テレビジョン放送株式会社	1																
略																	

公 告

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づき、平成17年度自衛官募集を次のとおり実施する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 採用する自衛官及び採用予定数

二等陸士：若干名（男性）

2 募集期間

平成17年12月13日（火）まで

3 試験期日、試験種目及び試験場

（1）試験期日

平成17年12月14日（水）

（2）試験種目

筆記試験（国語（作文を含む。）、数学及び社会）、口述試験、適性検査（筆記式）及び身体検査

(3) 試験場

米子市両三柳2603 陸上自衛隊米子駐屯地

4 合格発表予定

平成17年12月下旬

5 採用予定

平成18年3月下旬又は4月上旬

6 応募資格

平成18年4月1日現在で満18歳以上27歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。

7 問合せ先

(1) 各市役所及び町村役場 (自衛官募集窓口)

(2) 自衛隊鳥取地方連絡部 (0857 - 23 - 2251)

(3) 自衛隊鳥取募集案内所 (0857 - 26 - 4019)

(4) 自衛隊倉吉募集事務所 (0858 - 26 - 2900)

(5) 自衛隊米子募集事務所 (0859 - 33 - 2440)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号。以下「法」という。) 第41条の規定による狩猟免許試験 (網・わな猟免許のうち、環境省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令 (平成15年環境省令第13号) 第2条の規定に基づき、網又はわなのいずれかを選択して狩猟免許を取得するもの (以下「イノシシわな猟免許取得促進特区に係る狩猟免許」という。) に係るものに限る。) を次のとおり実施する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 受験対象者

鳥取県内に住所を有し、イノシシわな猟免許取得促進特区に係る狩猟免許を受けようとする者で、法第40条各号のいずれにも該当しないもの。

2 実施期日等

平成17年11月13日 (日) 午前9時30分から午後3時まで

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所新館 第202会議室ほか

3 試験

(1) 科目

ア 適性試験 (視力、聴力及び運動能力)

イ 知識試験 (鳥獣の保護及び狩猟に関する法令、猟具並びに鳥獣に関する知識)

ウ 技能試験 (猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別)

(2) 時間

4時間30分

4 受験申込手続

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類等を添えて、住所地を管轄する保健所長に持参又は郵送すること。

(1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号) 第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現

に受けていない者にあつては、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての医師の診断書

(3) 80円切手1枚(受験票返送用)

5 申込受付期間

平成17年10月19日(水)から同月28日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送による場合は、期限日までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

(1) 狩猟免許手数料 4,300円(法第49条の規定により狩猟免許試験の一部免除の対象となる者にあつては、2,800円)

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 その他

(1) 県主催の狩猟者養成講習会(受講料無料)の参加希望者は、受験申込みの際に申し出ること。

(2) 詳細については、鳥取県生活環境部公園自然課(電話0857-26-7872)又は住所地为所管する保健所に問い合わせること。

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定により、同法第10条第3項第3号イの生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成17年10月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 受講対象者

配布の目的をもって種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者

2 開催の日時及び場所

(1) 日時 平成17年11月25日(金)午前9時から午後4時まで

(2) 場所 鳥取市河原町稲常113 鳥取県林業試験場

3 科目及び場所

(1) 種苗に関する法令 2時間

(2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間

(3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

4 受講申込手続

所定の受講申込書を平成17年11月16日(水)までに住所地为を管轄する総合事務所農林局又は地方農林振興局を経由して知事に提出すること。

5 受講手数料及び納付方法

受講手数料は14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印章

採石法(昭和25年法律第291号)第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例(平成

15年鳥取県条例第72号) 第11条の規定により次のとおり公表する。

平成17年10月18日

鳥取県土整備部治山砂防課長 渡 辺 哲 二

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	認可の期間	
株式会社松田組 代表取締役 松田義正	八頭郡八頭町 郡家636-5	八頭郡八頭町篠波 字本谷754外8筆 (56,664.33平方メートル)	風化花崗岩(真砂土) (251,167.95立方メートル)	平成17年9月1日から平成20年8月31日まで	平成17年9月1日
森本清建設有限会社 代表取締役 森本清	鳥取市秋里 959-10	八頭郡八頭町福地 字今熊692外9筆 (68,935平方メートル)	風化花崗岩 (136,312立方メートル)	平成17年9月20日から平成20年9月19日まで	平成17年9月20日

採石法(昭和25年法律第291号)第33条の5の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県採石条例(平成15年鳥取県条例第72号)第11条の規定により次のとおり公表する。

平成17年10月18日

鳥取県土整備部治山砂防課長 渡 辺 哲 二

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	採取場の所在地及び面積	認可の内容			認可年月日
			変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
株式会社西日本鉱業 代表取締役 西村信義	鳥取市気高町 新町三丁目26	鳥取市有富字 外輪谷口463 外130筆 (469,371.5平方メートル)	採石場の所在地	鳥取市有富字 外輪谷口463 外128筆	鳥取市有富字 外輪谷口463 外130筆	平成17年9月1日
			採石場の区域の面積	462,629.9平方メートル	469,371.5平方メートル	
			採取する岩石の数量	1,374,267.0平方メートル	249,374.0平方メートル	
			認可の期間	平成17年2月17日から平成20年2月2日まで	平成17年2月17日から平成19年2月2日まで	

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例(平成15年鳥取県条例第73号)第11条の規定により次のとおり公表する。

平成17年10月18日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 渡 辺 哲 二

氏名 (名称及び代表者の氏名)	住所 (主たる事務所の所在地)	採取場の所在地及び面積	認可の内容			認可年月日
			変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
有限会社相互商事 代表取締役 千馬幹男	鳥取市湖山町 北三丁目468	鳥取市湖山町 北五丁目354 外2筆 (3,009.32平方メートル)	採取をする 砂利の数量	8,601.40 立方 メ - トル	10,653.40立方 メ - トル	平成17年9月8日